

黒潮町地域審議会の設置に関する条例の廃止

黒潮町立保育所設置条例の一部改正

先の地域審議会において、佐賀保育所の移転建設に伴う条例のとおり、平成28年3月31日の設置期間の満了日をもって解散することの協議が整ったことにより、本条例を廃止するもの。 可決(全員)

上位法の改正・施行、基準等の明確化等による条例の一部改正、並びに条例制定(13件)

- 黒潮町固定資産評価審査委員会条例の一部改正
- 黒潮町税条例の一部改正
- 黒潮町介護保険条例の一部改正
- 黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正
- 黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の一部改正(2議案)
- 黒潮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
- 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
- 黒潮町証人等の費用弁償に関する条例の一部改正
- 黒潮町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正
- 黒潮町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

可決(全員)

町道2路線を認定

黒潮町道の路線認定

一般国道56号片坂バイパス事業における拳ノ川インターチェンジに沿った本線の管理、及び生活道路として整備する側道を、小葉ノ川1号線及び2号線として町道認定するもの。 可決(全員)

公募によらない指定管理者の指定 4件

黒潮町特別養護老人ホーム「かしま荘」に係る指定管理者の指定

黒潮町デイ・サービスセンター「鹿島ヶ浦」に係る指定管理者の指定

上記の2施設は、これまで介護内容の充実、きめ細かなサービスの提供に努め、地域福祉の向上に貢献しており、公募によらない指定管理者候補として選定するもの。



ディ・サービスセンター「鹿島ヶ浦」



特別養護老人ホーム「かしま荘」

黒潮町デイ・サービスセンター「こぶし」に係る指定管理者の指定

この高齢者福祉施設については、これまでも介護内容の充実、きめ細かなサービスの提供に努め、地域福祉の向上に貢献しており、公募によらない指定管理者候補として選定するもの。

○指定管理者

- ・所在地 高知県幡多郡黒潮町入野2017番地1
- ・名称 社会福祉法人黒潮町社会福祉協議会

○期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間。 可決(全員)



ディ・サービスセンター「こぶし」

○指定管理者(2施設とも)
・所在地 高知県四万十市古津賀3742番地17
・名称 社会福祉法人黒潮福祉会
○期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間。 可決(全員)